

資料 1－1

東秩父村地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する要綱

東秩父村地域公共交通活性化協議会（平成26年7月26日告示第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「総務課」を「企画財政課」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

東秩父村地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
(事務局) 第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、企画財政課内に置く。 3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。 (経費) 第11条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。 (監査員) 第12条 協議会に監査員を2名置く。 2 監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。 3 会計監査は、年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。 4 監査員は会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。 (財務に関する事項) 第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。 (報償金等) 第14条 会長は、会議に出席した者に対して、別に定める基準により算定した額の範囲 内で、報償金の支払い及び出席に要した費用を弁償することができる。 (委任) 第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。 附 則 1 この告示は、平成26年7月24日から施行する。 2 この告示の施行後最初の会議の招集は、第7条の規定にかかわらず、村長が行うものとする。 3 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第5条の規定	(事務局) 第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、総務課内に置く。 3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。 (経費) 第11条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。 (監査員) 第12条 協議会に監査員を2名置く。 2 監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。 3 会計監査は、年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。 4 監査員は会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。 (財務に関する事項) 第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。 (報償金等) 第14条 会長は、会議に出席した者に対して、別に定める基準により算定した額の範囲 内で、報償金の支払い及び出席に要した費用を弁償することができる。 (委任) 第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。 附 則 1 この告示は、平成26年7月24日から施行する。 2 この告示の施行後最初の会議の招集は、第7条の規定にかかわらず、村長が行うものとする。 3 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第5条の規定

にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。 4 東秩父村地域公共交通会議設置要綱(平成 20 年東秩父村告示第 37 号)は、廃止する。 5 この告示は、平成 29 年 11 月 16 日から施行する。 6 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。	にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。 4 東秩父村地域公共交通会議設置要綱(平成 20 年東秩父村告示第 37 号)は、廃止する。 5 この告示は、平成 29 年 11 月 16 日から施行する。
--	--